障害者雇用納付金関係助成金の取扱いの変更について

【令和2年10月1日改正分】

職場介助者の配置助成金

職場介助者を配置した場合における支給対象費用の算定方法を簡易にしました。

1時間当たりの賃金(割増賃金の基礎となる賃金)の額 × 介助時間数

第1種・第2種作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、 重度障害者等用住宅の賃借助成金、住宅手当の支払助成金、通勤用バ スの購入助成金、駐車場の賃借助成金、通勤用自動車の購入助成金、 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

支給対象とならない契約の相手方のうち「申請事業主との関係が密接であるも の」を次のとおり明確にしました。

- ◆申請事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する親会社
- ◆申請事業主が総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社
- ◆申請事業主が法人の場合
 - 申請事業主の役員 申請事業主の役員の配偶者
 - 申請事業主の役員の1親等の親族
 - ・申請事業主の役員又は申請事業主の役員の配偶者又は申請事業主の役員の1親等 の親族が役員である法人
- ◆申請事業主が個人の場合
 - 申請事業主の配偶者申請事業主の1親等の親族
 - ・申請事業主の配偶者又は申請事業主の1親等の親族が役員である法人

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

過去に受給した事業所が2回目の認定申請をする場合の審査事項を一部見直し ました。

※詳細は、当機構ホームページの「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の留意事 項」https://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/juta_joseikin/sub04_juta.html) をご 覧ください。

全ての助成金

不正受給を行った事業主に対する措置である不支給期間を5年間に変更しました。

- 助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
- 助成金の詳しい内容につきましては、所在する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は、 高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせいただくか、機構ホームページでご確認ください。 http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html

高齢・障害・求職者雇用支援機構